

## 第4回 水俣病裁判解説（弁護士佐伯良祐）

2022年10月13日

### 1. はじめに 自己紹介

### 2. 水俣病裁判との関わり（弁護士になるまで）

#### (1) 学生の間

#### (2) 司法試験受験中

##### ア 司法試験制度

##### イ 試験対策

##### ウ 司法試験と水俣病

#### (3) 公訴権濫用に基づく公訴棄却裁判例

##### ア 事案の概要（裁判所 HP より）

水俣病患者らが、企業に対し損害の補償を求めたいいわゆる自主交渉の過程で警備担当の会社従業員らに傷害を負わせた事件について、その公訴提起の背後に重大かつ広範囲な被害を生ぜしめた企業の責任につき国家機関による追求の懈怠と遅延、チツソ従業員の行為に対する不起訴処分等の事実があり、これら客観的的外部的事実

(判文参照)に照らし、公訴提起の偏頗性が合理的裁量基準を超え、しかもその程度が、憲法上の平等の原則に抵触する程度に達している場合には、検察官の故意又は重大な過失による訴追裁量権の濫用に当たる。

イ 判決の内容（裁判所 HP より結論部分を抜粋）

重大かつ広範囲な被害を生ぜしめた A 1（注：チッソ）の責任につき国家機関による追求の懈怠と遅延、これにひきかえ、被害者側の比較的軽微な刑責追求の迅速さ、それに加えて A 1 従業員の行為に対する不起訴処分等々の諸事実がある以上、当裁判所としては、国家機関の一翼を担っている検察官の故意又は重大な過失が推認されてもやむを得ないと判断する。すなわち、当裁判所は当審において弁護人の請求により、この点を審理するため訴訟的事実関係について資料を追加した結果を総合して、本件は訴追を猶予することによって社会的に弊害の認むべきものがなく、むしろ訴追することによって国家が加害会社に加担するという誤りをおかすものでその弊害が大きいと考えられ、訴追裁量の濫用に当たる事案であると結論するのである。

ウ 補足

3. 水俣病裁判との関わり（弁護士になってから）

(1) 担当した事件（代表例）

ア 水俣病認定義務付け訴訟（大阪地裁→大阪高裁→最高裁）

水俣市から大阪に転居した原告が、熊本県に対して、自身が水俣病であることを認定するよう求めた裁判。

提訴＝2007年（平成19年）

大阪地裁判決＝2010年（平成22年）→原告勝訴

大阪高裁判決＝2012年（平成24年）→原告逆転敗訴

最高裁判決＝2013年（平成25年）→高裁判決破棄・差し戻し

イ 水俣病認定義務付け訴訟（熊本地裁→福岡高裁で係争中）

上記アの判決後、熊本県等に居住する原告ら7名が、熊本県に対して、自身が水俣病であることを認定するよう求めた裁判。

提訴＝2015年（平成27年）

熊本地裁判決＝2022年（令和4年）→原告ら全員敗訴

現在福岡高裁に係属中

ウ その他

(2) 水俣病の被害を回復するための法的な問題

ア 法律上の手段

イ 水俣病認定申請

- ・水俣病認定申請の根拠法は何か

- ・根拠法の目的は何か

- ・認定するのは誰か

- ・認定基準の変遷

昭和46年・・・

昭和52年・・・

平成26年・・・

- ・補償の内容は何か

ウ 損害賠償請求

- ・損害賠償請求とは何か（一般論）

- ・損害賠償を支払うべき者は誰か

・具体的な賠償額はいくらか

4. 水俣病認定義務付け訴訟（大阪事件）について

(1) 論点は何か

(2) 大阪地裁判決

(3) 大阪高裁判決

(4) 最高裁判決

(5) その後

5. 水俣病認定義務付け訴訟（熊本事件）について

(1) 論点は何か

(2) 熊本地裁判決

以上